

知っておきたい最新著作権判決例（その2）

令和2年度著作権委員会第3部会 安達 陽子

要約

令和2年度著作権委員会第3部会において、弁理士として知っておきたいものとして選定した著作権関連判決の一つである。本判決は、音楽教室における教師及び生徒の演奏並びに録音物の再生は、「演奏権」（著作権法22条）の対象となる「公衆に見せ又は聞かせることを目的」とする演奏に該当しないこと等を理由として、一般社団法人日本著作権協会（JASRAC）による音楽教室における著作物の使用料徴収に関する請求権の不存在確認を求めた事案である。原審においては、「教師及び生徒の演奏」はいずれも音楽教室を運営する事業者が利用主体であると判断されたが、控訴審では、「生徒の演奏」に関しては、主体は生徒と判断された。規範的利用主体及び「演奏権」の判断について、当該裁判の当事者のみならず広く影響を与え得る判決であり、今後、示される予定の最高裁の判断も含め、弁理士として確認しておきたい判決である。

音楽教室事件

音楽教室における「教師及び生徒の演奏等」が「演奏権」の対象となるか等が争われた事例

東地判令2・2・28平成29年（ワ）20502, 25300
知高判令3・3・18令和2年（ネ）10022
（裁判所ウェブサイト）

目次

1. 事案の概要
2. 争点
3. 判旨
4. 解説

1. 事案の概要

(1) 当事者

原告（控訴人）：音楽教室を運営する事業者（法人・個人）249社（以下、「音楽教室事業者」という）

被告（被控訴人）：一般社団法人日本音楽著作権協会（以下、「JASRAC」という）

(2) 結論

請求一部認容

(3) 関係条文

著10条1項2号／著22条／著112条1項

(4) キーワード

音楽の著作物、演奏権

(5) 概要

音楽の著作権等の集中管理事業を営む一般社団法人である被告（被控訴人）が、2017年2月に一般財団法人ヤマハ音楽振興会（以下、「ヤマハ音楽振興会」という）に対し、使用料規程に新設した「音楽教室における演奏等」の項目に沿って、2018年1月より使用料徴収を開始する旨を通知し、2017年6月に当該使用料規程変更に関する届け出を文化庁長官に行った。これに対し、ヤマハ音楽振興会を含む音楽教室事業者は、音楽教室における音楽著作物の使用態様に関し、被告（被控訴人）における使用料徴収に関する請求権不存在確認を求めた事案である。

なお、音楽教室事業者は、2017年6月の原審訴訟提起後、2017年12月に「音楽教育を守る会」を結成し、文化庁長官に対し、本件訴訟の判決が確定するまで、本件使用料規程の実施の保留を求める裁定申請を行っている。

原審及び控訴審において、検討された「使用態様」は、録音物の再生を行わない原告（控訴人）が設営した教室におけるレッスンでの使用（態様1）、市販のCD等の録音物の再生を行うレッスンでの使用（態様2）、マイナスイオン音源の再生を行うレッスンでの使用（態様3）、録音物の再生を行わない生徒の居宅における個人教室のレッスンでの使用（態様4）である。

原審においては、上記いずれの態様においても被告

（被控訴人）における使用料徴収に関する請求権が存在するとされたが、控訴審では、録音物の再生等を行わない態様1及び4のレッスンにおける「生徒の演奏」に関しては、被告（被控訴人）は、原告（控訴人）に対して音楽著作物の使用に係る使用料請求権は有しないと判断された。

2. 争点

本件の争点は以下のとおりである。なお、本稿では、(2) から (4) の音楽教室における演奏に関する争点についてのみ検討する。

- (1) 「個人教室」である2原告の確認の利益の有無
- (2) 音楽教室での演奏は「公衆」に対するものか
- (3) 音楽教室での演奏は「聞かせることを目的」とするか
- (4) 音楽教室での2小節以内の演奏に演奏権が及ぶか
- (5) 演奏権の消尽の成否
- (6) 録音物再生に係る実質的違法性阻却事由の有無
- (7) 権利濫用の成否

3. 判旨

- (1) 音楽教室における著作物の利用主体の判断

①原審

- (i) 利用主体の判断方法

「音楽教室で利用される音楽著作物の利用主体については、単に個々の教室における演奏の主体を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教育事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面も含めて総合的かつ規範的に判断されるべきであると考えられる。」

「音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって必要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である（クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラクⅡ事件最高裁判決参照）。また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである（ロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見参照）。」

- (ii) 教師の演奏における著作物の選定方法

「演奏させる課題曲は、音楽教室事業者である原告らの作成したレパートリー集等の中から選定され、このようなレパートリー集を有しない原告らについては、同原告らと雇用契約又は準委任契約を締結し、同原告らと同視し得る立場にある教師によって選定されることになるので、音楽教室のレッスンで演奏される課題曲の選定については、原告らの管理・支配が及んでいるということができる。」

- (iii) 生徒の演奏における著作物の選定方法

「生徒が任意かつ主体的に演奏するとしても、生徒が演奏する課題曲については、原告らと同視し得る教師が教育的な観点から選定する以上、音楽教室において演奏させる音楽著作物の選定に原告らの管理・支配が及んでいることは否定し得ないというべきである。」

- (iv) 教師の演奏における著作物の利用方法・態様

「教師は、原告らとの雇用契約又は準委任契約に基づき、その義務の履行としてレッスンを行うので、音楽教室において教師のする演奏及び録音物の再生については、教師に一定程度の裁量があるとしても、原告らの管理・支配が及ぶというべきである。」

- (v) 生徒の演奏における著作物の利用方法・態様

「生徒の演奏は、原告らと同視し得る教師の指導に従って行われるものなので、その演奏について原告らの管理・支配が及んでいるということができる。」

- (vi) 教師の演奏における著作物の利用への関与の内容等

「教師に対する研修を実施し又は教師に指導マニュアルを交付している音楽教室事業者については、レッスンの方針や指導内容等に対する強い管理・支配が及んでいるものというべきである。」

- (vii) 著作物の利用に必要な施設・設備の提供

「音楽教室の運営に必要な教室及び設備については、原告らとその費用で設営・設置しているので、著作物の利用に必要な施設、設備等は原告らの管理・支配下にあるというべきである。」

「個人教室は、生徒の居宅においてレッスンを行っているため、著作物の利用に必要な施設・設備についての管理・支配は認められないが、原告ら（別紙C）⁽¹⁾は原告ら自身が教師として課題曲の選定、レッスンにおける演奏等をしているので、同原告らが利用する音楽著作物の利用主体は同原告らであると認められる。」

「生徒が演奏に使用する楽器や楽譜は、本来的には

受講する生徒自身が用意すべきものであり、教室の開設・運営に必要な施設・設備ということではできない。」

(viii) 著作物の利用による利益の帰属

「演奏技術の指導にとって、教師及び生徒が音楽著作物の演奏をすることは不可欠であり、かかる演奏をすることなく演奏技術を教授することは困難であることに照らすと、音楽教室の生徒が原告らに対して支払うレッスン料の中には、教師の教授料のみならず、音楽著作物の利用の対価部分が実質的に含まれているというべきである。」

②控訴審

(i) 利用主体の判断方法

「単に個々の教室における演奏行為を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面からの観察も含めて総合的に判断されるべきであると考えられる。このような観点からすると、音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である（最高裁平成21年（受）第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁〔ロクラクⅡ事件最高裁判決〕参照。）」

(ii) 教師の演奏における演奏主体

「教師の演奏が行われる音楽教室は、控訴人らが経営し、その費用負担の下に演奏に必要な音響設備、録音物の再生装置等の設備が設置され、控訴人らがこれらを占有管理していると推認され、上記同様に、これに反する証拠は提出されていない。」

「控訴人らは、教師に対し、本件受講契約の本旨に従った演奏行為を、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているといえるのであるから、教師がした演奏の主体は、規範的観点に立てば控訴人らであるというべきである。」

(iii) 生徒の演奏における演奏主体

「生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けること自体にあるというべきであり、控訴人らによる楽曲の選定、楽器、設備等の提供、設置は、個別の取決めに基づく副次的な準備行為、環境整備にすぎず、教師が控訴人らの管理支配下にあることの考慮事情の一つにはなるとしても、控訴人らの顧客たる生徒が控訴人らの管理支配下にあることを示す

ものではなく、いわんや生徒の演奏それ自体に対する直接的な関与を示す事情とはいえない。」

「生徒は、専ら自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に演奏を行っており、控訴人らは、その演奏の対象、方法について一定の準備行為や環境整備をしているとはいえても、教授を受けるための演奏行為の本質からみて、生徒がした演奏を控訴人らがした演奏とみることは困難といわざるを得ず、生徒がした演奏の主体は、生徒であるというべきである。」

(2) 音楽教室での演奏は「公衆」に対するものか

①原審

(i) 教師又は生徒の演奏が「公衆」に対するものか

「生徒が『特定』の者に当たるかどうかは、原告らが音楽教室のレッスンの受講を申し込むに当たり、原告らとその生徒との間に個人的な結合関係があったかどうかにより判断することが相当である。」

「本件受講契約を締結する時点では、原告らと生徒との間に個人的な結合関係はない。したがって、音楽教室事業者である原告らからみて、その生徒は『不特定』の者に当たるものというべきである。」

「『多数』の者に当たるかどうかは、上記ア(イ)⁽²⁾で記載した著作権法22条の趣旨に照らすと、一時点のレッスンにおける生徒の数のみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、社会通念に照らして、その対象が『多数』とすることができるかという観点から判断するのが相当である。」

「一つの教室における一時点の生徒数のみを捉えて多数かどうかを判断することは相当でないことは前記判示のとおりであり、また、音楽教室における教師及び生徒の演奏並びに録音物の再生演奏がレッスンごとに異なるとしても、その内容の個性や差異は、演奏の対象の数が多数かどうかの評価・判断を左右しないというべきである。」

②控訴審

(i) 教師の演奏が「公衆」に対するものか

「著作権者の保護と著作物利用者の便宜を調整して著作権の及ぶ範囲を合目的な領域に設定しようとする同条の趣旨からみると、演奏権の主体と演奏を聞かせようとする目的の相手方との間に個人的な結合関係があることをいうものと解される。」

「演奏を聞かせる相手方の範囲として想定されるのは、ある特定の演奏行為が行われた時に在室していた教師及び生徒のみである。すなわち、本件において

は、一つの教室における演奏行為があった時点の教師又は生徒をとらえて『公衆』であるか否かを論じなければならない。」

「控訴人らとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができ、このような音楽教室事業が反復継続して行われており、この受講契約締結に際しては、生徒の個人的特性には何ら着目されていないから、控訴人らと当該生徒が本件受講契約を締結する時点では、控訴人らと生徒との間に個人的な結合関係はなく、かつ、音楽教室事業者としての立場での控訴人らと生徒とは、音楽教室における授業に関する限り、その受講契約のみを介して関係性を持つにすぎない。そうすると、控訴人らと生徒の当該契約から個人的結合関係が生じることはなく、生徒は、控訴人ら音楽事業者との関係において、不特定の者との性質を保有し続けると理解するのが相当である。」

(ii) 生徒の演奏が「公衆」に対するものか

「著作権法 22 条は、演奏権の行使となる場合を、演奏行為が相手方に『直接』聞かせることを目的とすることに限定しており、演奏者は面前にいる相手方に聞かせることを目的として演奏することを求めている。」

「自分自身が演奏主体である場合、演奏する自分自身は、演奏主体たる自分自身との関係において不特定者にも多数者にもなり得るはずはないから、著作権法 22 条の『公衆』は、その文理からしても、演奏主体とは別の者を指すと解することができる。」

(3) 音楽教室での演奏は「聞かせることを目的」とするものか

①原審

(i) 教師の演奏は、「聞かせることを目的」とするか

「『聞かせることを目的とする』とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、音楽著作物の利用主体から見て、その相手である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りるというべきである。」

「原告ら音楽教室事業者と同視し得る立場にある教師が、公衆である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち『聞かせることを目的』として演奏していることは明らかである。」

(ii) 生徒の演奏は、「聞かせることを目的」とするか

「自ら又は他の生徒の演奏を聞くことの必要性、有用性に照らすと、その演奏は、公衆である他の生徒又は演奏している生徒自身に『聞かせることを目的』とするものであると認めるのが相当である。」

「原告らは、『聞かせることを目的』とする著作権法 22 条の解釈に当たっては、同法 30 条の 4 第 1 号の規定も参照しつつ、実質的に権利を及ぼすべき利用とすることができるかという観点から、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とする利用態様であるかどうかを考慮すべきであると主張する。しかし、著作権法 22 条と 30 条の 4 第 1 号とは、その目的、趣旨、規律内容を異にする条項であり、同法 30 条の 4 第 1 号の規定の趣旨又はその文言を参酌して、同法 22 条の『聞かせることを目的』とするとの文言の意義を解釈すべき合理的な理由はない。」

②控訴審

(i) 教師の演奏は、「聞かせることを目的」とするか

「外形的・客観的な状況に照らし、演奏者に『公衆』に演奏を聞かせる目的意思があったと認められる場合をいい、かつ、それを超える要件を求めるものではないと解するのが相当であるし、また、『著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的』としない場合に著作権の制限を認める著作権法 30 条の 4 に留意したとしても、音楽教室における演奏の目的は、演奏技術等の習得にあり、演奏技術等の習得は、音楽著作物に込められた思想又は感情の表現を再現することなしにはあり得ず、教師の演奏も、当該音楽著作物における思想又は感情の表現を生徒に理解させるために行われるものというべきであるから、著作物に表現された思想又は感情を他人に享受させる目的があることは明らかである。」

(ii) 生徒の演奏は、「聞かせることを目的」とするか

「生徒の演奏は、本件受講契約に基づき特定の音楽教室事業者の教師に聞かせる目的で自ら受講料を支払って行われるものであるから、『公衆に直接（中略）聞かせることを目的』とするものとはいえず、生徒に演奏権侵害が成立する余地もないと解される。」

「音楽教室においては、生徒の演奏は、教師の指導を仰ぐために専ら教師に向けてされているのであり、他の生徒に向けてされているとはいえないから、当該演奏をする生徒は他の生徒に「聞かせる目的」で演奏しているのではないというべきであるし、自らに「聞かせる目的」のものともいえないことは明らかである（自らに聞かせるためであれば、ことさら音楽教室で演奏する必要はない。）」

「生徒の演奏の主体は音楽事業者であると仮定しても、この場合には、前記^③のとおり、音楽教室にお

ける生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けることにある以上、演奏行為の相手方は教師ということになり、演奏主体である音楽事業者が自らと同視されるべき教師に聞かせることを目的として演奏することになるから、『公衆に直接（中略）聞かせる目的』で演奏されたものとはいえないというべきである。』

(4) 音楽教室での2小節以内の演奏に演奏権が及ぶか
①原審

「特定の2小節以内の小節のみを繰り返し弾くことはなく、課題曲を一曲通して弾くこともあれば、ある程度まとまったフレーズを弾くこともあり、当該小節を弾く場合においても、そのレッスン中に当該小節の前後の小節も演奏されるのが通常であると考えられる。」

「課題曲が様々な形で連続的・重畳的に演奏されるので、原告らが第6準備書面8頁で自認するとおり、一回のレッスンにおける演奏及び再生演奏は常に不可分一体であると解すべきであり、その一部である2小節以内の演奏のみを切り取り、これを独立したものとして、その著作物性を否定することは相当ではないというべきである。」

「2小節以内の小節を演奏する生徒は、当該部分が課題曲の一部であると十分に認識し、その楽曲全体の本質的な特徴を感得しつつ、その特徴を表現することを企図して演奏をするのであり、その演奏を聞いている他の生徒も同様に当該部分が課題曲の一部であると認識しつつ聞くものと考えられる。」

②控訴審

「音楽教室における演奏の目的は演奏技術等の習得にあり、演奏技術等の習得は音楽著作物に込められた思想又は感情の表現を再現することなしにはあり得ないから、音楽教室において、著作物性のない部分のみが繰り返しレッスンされることを想定することはできない。したがって、仮に、レッスンにおいて2小節を単位として演奏が行われるとしても、それは、終始、特定の2小節のみを繰り返し弾くことではなく、2小節で区切りながら、ある程度まとまったフレーズを弾くことが通常であると推認され、これに反する証拠の提出はない。」

「課題曲の2小節分が様々な形で連続的・重畳的に演奏されたとしても、それが課題曲の演奏であると認識され、かつ、その楽曲全体の本質的な特徴を感得しつつ、その特徴が表現されているとみるのが相当である。」

4. 解説

(1) 音楽教室における著作物の利用主体について

原審では、過去の裁判例として、管理・支配性、営業上の利益という要素に着目するクラブキャッツアイ事件⁽⁴⁾と、著作物の支分権実現にとって枢要な行為の主体に着目するロクラクⅡ事件⁽⁵⁾の判断に言及し、教師及び生徒の「演奏の実現にとって枢要な行為」は、「著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等」とし、これらが音楽教室事業者の「管理・支配下」にあるため、利用主体は音楽教室事業者と判断している。

ロクラクⅡ事件では、「放送番組等の複製の実現における枢要な行為」は、「複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当」として、サービス提供者が複製機器に放送番組を入力する行為がなければ、サービス利用者が録画指示を行っても放送番組等の複製は不可能であること等から上記入力行為を枢要な行為であるとして、入力行為の主体であるサービス提供者が複製の主体であると結論づけている。

音楽教室における演奏行為の主体判断に際し、ロクラクⅡ事件にあてはめるならば、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容等の諸要素を考慮の上、演奏行為の実現にとって枢要な行為を検討し、当該行為の主体を演奏行為の主体と判断することになるが、本原審では、ロクラクⅡ事件の入力行為に相当する、ある行為が行われなければ演奏が実現不可能となる行為（枢要な行為）について、あまり踏み込んだ検討はなされておらず、教師の演奏と生徒の演奏を明確に区別することなく、いずれの利用態様においても列挙された諸要素を全て枢要な行為であるとして、それらが音楽教室事業者の管理・支配下にあると認定している。

上記に加え、利益の帰属については、裁判所は「必ずしも必須の考慮要素ではない」と前置きしつつも、レッスン料の中には教師への教授料のみならず音楽著作物の利用の対価部分が実質的に含まれているとみなし、当該レッスン料に関する音楽著作権の利用利益は音楽教室事業者に帰属するとしており、当該主体の判断に際しては、実質的にはロクラクⅡ事件の規範はあまり利用されておらず、クラブキャッツアイ事件で示されたカラオケ法理の「管理・支配性」と「利益の帰

属」によって結論づけられているようである。

一方、控訴審では、クラブキャッツアイ事件には触れず、ロクラクⅡ事件にのみ言及されており、演奏の主体判断に際しては、「演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素」を考慮の上、「誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当」として、教師の演奏、生徒の演奏について個別に検討がなされている。

裁判所は、「音楽教室における教師の演奏行為の本質は、音楽教室事業者との関係においては雇用契約又は準委任契約に基づく義務の履行として、生徒との関係においては本件受講契約に基づき音楽教室事業者が負担する義務の履行として、生徒に聞かせるために行われるもの」であり、教師は音楽教室事業者の管理支配下で演奏しているため、教師による演奏の主体は、規範的観点に立てば控訴人らであると判断された。なお、考慮要素毎のあてはめや枢要な行為に関する検討は行われていないが、演奏技術教授の手法、演奏に必要な音響設備等の占有管理その他演奏技術教授に関する教師の裁量の程度等について包括的に検討した上で、教師による演奏行為は、雇用契約等の支配関係に基づくものとして、手足論的な内容で整理されているようである。

そして、生徒の演奏に関しては、裁判所は、その本質を、「あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けること自体にある」として、「控訴人らによる楽曲の選定、楽器、設備等の提供、設置」は、「個別の取決めに基づく副次的な準備行為、環境整備」であり、上記は、「生徒の居宅でも実施可能であることから裏付けられる」として、音楽教室事業者の管理支配性が否定され、「設備等の提供」等を生徒の演奏実現に枢要な行為と判断した原審とは結論を異にしている。また、生徒の演奏は「営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われる」と判示した原審と異なり、控訴審では、「生徒は自らの演奏技術向上のために任意かつ自主的に演奏を行って」として、「生徒がした演奏を控訴人らがした演奏とみることは困難といわざるを得ず、生徒がした演奏の主体は、生徒である」と判断した。

さらに、生徒のレッスン料に、生徒の演奏についての音楽著作物の利用対価が受講料の中に含まれていることを認めるに足る証拠はなく、音楽教室事業者が利益を得ているのは、専らその教授方法や内容によるものであるとして、生徒の演奏に関する利益の帰属に

ついても、より踏み込んだ検討がなされている。

(2) 教師及び生徒の演奏が著作権法 22 条の「演奏」に該当するか。

著作権法 22 条では、「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。」と定められており、「公衆」に直接見せるものであることが要件となる。同法 2 条 5 項の「公衆」の定義において「『公衆』には、特定かつ多数の者を含むものとする。」とあることから、「特定かつ少数」であれば「公衆」には該当しない。なお、「特定とは人的な結合関係が強い場合を指すと解されるが、固定した概念ではなく、各条文、あるいは具体的事例に応じた社会通念に従う相対的なものである。多数についても一義的に定まるものではなく、具体的な事例ごとに判断する以外にない」とされている⁶⁾。

原審、控訴審では、上記「特定」の該当性判断に際し、利用主体との間の「個人的な結合関係」の有無により判断されるべきとする規範が採用され、いずれも個人的な結合関係有無の判断時を演奏時ではなく、社交ダンス教室事件⁷⁾等と同じく、受講申込時と判断している。受講申込前は、受講契約を締結すれば誰でもレッスンを受講可能なため、音楽教室事業者にとって、生徒は個人的な結合関係のない「不特定」の者とされた。また、「多数」の該当性については、実際に演奏を聞いている一時点のレッスンの生徒数ではなく、生徒の入れ替わり等も考慮し異なる地域等において受講する生徒を、累計的に捉え「多数」であるとして、生徒は音楽教室事業者にとって「不特定かつ多数の公衆」と判断されている。

なお、社交ダンス教室事件では、教室主催者が受講資格に制限を設けていないこと、レッスン時間は予約によって決まり固定されていないこと、授業によっては受講生が入れ替わること等から人的な結合関係がないと判断されたが、音楽教室では、社交ダンス教室とは異なり、生徒の進捗状況に合わせた指導を同じ教師から継続して受けることが多い。このような音楽教室における契約締結後の個人的・継続的な結びつきを考慮せず、師弟関係にある生徒と教師による演奏について「不特定かつ多数」の「公衆」である生徒に向けた演奏と解することは容易に首肯し得ない。

控訴審では、教師の演奏の対象である生徒は「公

衆」に該当するとして、原審同様の判断が踏襲されているが、生徒の演奏については、演奏主体を、原審が認定した音楽教室事業者ではなく生徒自身であると判断した上で、演奏権該当性を判断している⁽⁸⁾。裁判所は、「自分自身が演奏主体である場合、演奏する自分自身は、演奏主体たる自分自身との関係において不特定者にも多数者にもなり得るはずはないから、著作権法22条の『公衆』は、その文理からしても、演奏主体とは別の者を指す」として、生徒の演奏の対象は、生徒以外の「別の者」とであると判断されている。そして、生徒の演奏行為の本質は、教師に演奏を聞かせ、指導を受けること自体にあることから、生徒の演奏の相手方は教師ということとなり、公衆該当性は否定された。（控訴審では、「生徒の演奏について教師が「公衆」に該当しないことは当事者間に争いが無い。」と述べられている。）

「聞かせることを目的」としているかについては、原審は、外形的、客観的に見て演奏主体が対象である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りるとして、教師は生徒に注意深く聞かせるために演奏し、生徒は自ら又は他の生徒の演奏を聞くことの必要性、有用性があるとして、両演奏は生徒に「聞かせることを目的」とするものであると判断した。一方、控訴審では、教師は、演奏技術等教授のため、著作物に表現された思想又は感情を生徒に享受させる目的で演奏しており「聞かせることを目的」として演奏しているとされたが、生徒の演奏は、教師の指導を仰ぐために専ら教師に向けてされているのであり、「他の生徒に『聞かせる目的』で演奏しているのではないというべきであるし、自らに『聞かせる目的』のものともいえないことは明らかである（自らに聞かせるためであれば、ことさら音楽教室で演奏する必要はない。）」として、原審とは異なる判断が下された。

(3) 音楽教室での2小節以内の演奏に演奏権が及ぶか
原審では、音楽教室では、課題曲が連続的・重畳的に演奏され、一回のレッスンにおける演奏等は常に不可分一体であること、生徒はその楽曲全体の本質的な特徴を感得し、表現することを企図して演奏すること等から、他の生徒も当該部分が課題曲の一部であると認識するとして2小節以内の演奏も著作物性ありと判断された。また、控訴審でも著作物性のない部分のみが繰り返しレッスンされることを想定できないとして原審の判断が踏襲されている。楽曲が特定された侵害

事件であれば、各部分について、本質的特徴が感得できるか、ありふれた表現か等の著作物性が詳細に検討されるが、そのような検討はなされず、音楽教室で演奏される2小節以内の楽曲について一律著作物性ありと判断されている。

(4) まとめ

カラオケ法理については、附則14条が撤廃された現在においては、当該法理の必要性も薄れ、当該法理の射程範囲を広げた適用には従前から批判も強く⁽⁹⁾、より、法的安定性のある利用主体判断に向けた検討、整理が求められている。

控訴審判決に対しては、双方から上告がなされており、今後、最高裁が、利用主体、演奏権該当性等の争点について、どのように法趣旨に照らして整理し、判断を示すか注目される。

以上

(注)

- (1) 原審判決別紙Cには、「Y1, Y2」として、個人教室にて音楽教室事業を営む2原告が記載されている。
- (2) 原審判決60頁には、著作権法22条の趣旨として『「公衆に直接…聞かせることを目的』とする場合に演奏権等が及ぶとしているのは、著作権の経済的利益性に着眼し、そのような場合には、著作物の提示の対象とする者の範囲・人数等が著作物の利用による経済的効用を認めるに足りるものであるからと解される（試案コンメンタール（乙10）30～4頁）。』と記載されている。
- (3) 控訴審判決39頁には、「ア 生徒による演奏行為の本質について」と題して、「音楽教室における生徒の演奏行為の本質は、本件受講契約に基づく音楽及び演奏技術等の教授を受けるため、教師に聞かせようとして行われるものと解するのが相当である。」と記載されている。
- (4) 最判昭和63年3月15日〔クラブキャッツアイ事件〕
- (5) 最判平成23年1月20日〔ロクラクII事件〕
- (6) 中山信弘「著作権法」第3版312頁
- (7) 名地平成15年2月7日〔社交ダンス教室事件〕
- (8) 控訴審判決では生徒の演奏主体は生徒と判断しつつ、44頁において、音楽事業者と仮定した場合について、「生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けることにある以上、演奏行為の相手方は教師ということになり、演奏主体である音楽事業者が自らと同視されるべき教師に聞かせることを目的として演奏することになるから、『公衆に直接（中略）聞かせる目的』で演奏されたものとはいえないというべきである」と付言されている。
- (9) 中山信弘「著作権法」第3版746-749項、上野達弘「著作権法に関する最高裁判決の射程」コピライト686号25頁他

(原稿受領 2021.7.30)